

平成25年5月14日

各 位

会社名 株式会社 シャルレ
代表者名 代表取締役社長 奥平 和良
(コード番号 9885 大証第二部)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 渡邊 和仁
TEL (078) 792-7134

内部統制基本方針の改定に関するお知らせ

当社は、平成25年5月14日開催の取締役会におきまして、「内部統制基本方針」の改定について、下記のとおり、決議いたしましたのでお知らせいたします。

変更点につきましては、当社の現在のガバナンス及びコンプライアンス体制の状況を鑑みた運営・体制等の見直しとなっております。

なお、変更箇所は下線で示しております。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務に係る情報は、「文書管理規程」、「コンプライアンス規程」等関連規程に従い、適切に保存及び管理します。また、閲覧の必要がある場合は、申請のうえ閲覧できるようにします。

取締役会議事録は、その事務局である法務部が全ての議案について作成し、その内容は必要な者のみ閲覧できるようになっています。

また、情報開示については、「会社情報等適時開示規程」に沿って対応します。

(上記変更ございません。)

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上のリスクが発生した場合は、取締役及び当該リスクに係る関係部署が集まり、事実の把握及び対応策を検討できる体制にします。リスクの未然防止及び危機や緊急事態の発生時の対応については、「リスクマネジメント規程」、「コンプライアンス規程」、「内部監査規程」等の規程に従い運用します。

(上記変更ございません。)

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規程（「組織規程」、「稟議規程」等）において、取締役の基本職務や決裁基準等を定め、効率的に業務が行える体制を整えます。

(上記変更ございません。)

4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(現行)

当社は、「コンプライアンス基本指針」を設け、企業としての正しいあり方(企業倫理)を認識し、コンプライアンスを徹底した企業経営を実践することにより、経営の透明性と健全性の高い企業活動を遂行し、企業ブランド価値をさらに高めることを取締役及び使用人に徹底します。

また、「コンプライアンス規程」において、取締役及び使用人が法令や企業倫理を理解し、守るための基本的事項を定めます。

取締役及び使用人が法令違反や企業倫理の逸脱の可能性を感じた場合に、具体的にどのような行動をとれば良いかを「コンプライアンス相談・申告要領」に定め、相談窓口を、社内のみならず、社外(法律事務所)にも設け、より相談し易い体制をとります。

さらに、取締役及び使用人の法令遵守に対する意識を啓蒙・維持させるため、外部の専門家や法務部による定期的なコンプライアンス教育を実施します。

(変更後)

当社は、「コンプライアンス基本指針」を設け、企業としての正しいあり方(企業倫理)を認識し、コンプライアンスを徹底した企業経営を実践することにより、経営の透明性と健全性の高い企業活動を遂行し、企業ブランド価値をさらに高めることを取締役及び使用人に徹底します。

また、「コンプライアンス規程」において、取締役及び使用人が法令や企業倫理を理解し、守るための基本的事項を定めます。

取締役及び使用人が法令違反や企業倫理の逸脱の可能性を感じた場合に、具体的にどのような行動をとれば良いかを「コンプライアンス相談・申告要領」に定め、相談窓口を、社内のみならず、社外(法律事務所)にも設け、より相談し易い体制をとります。

さらに、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス態勢について、社外取締役及び社外監査役で組織する「コンプライアンス委員会」を設置し、さらなる客観性及び透明性を高めたガバナンスの相互監視体制の強化とコンプライアンスの意識の向上に取り組みます。

そして、取締役及び使用人の法令遵守に対する意識を啓蒙・維持させるため、外部の専門家や法務部による定期的なコンプライアンス教育を実施します。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は「グループ企業管理規程」に基づき、損失等のリスクを最小限に留めることを目的として子会社の業績及び業務の進捗について、管理・統制・支援を行い、グループ企業における業務の適正を確保します。

さらに、取締役直轄のもと、内部監査部を事務局とし、当社企業グループの財務報告

に係る内部統制の構築、運用及び評価を推進します。なお、定期的な内部監査部による監査手続を実施することで、当社企業グループ全体の業務にわたる内部統制の効率性と有効性の確保に努めます。

(上記変更ございません。)

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項として、内部監査部に監査役会事務局を設置するほか、必要に応じて監査役の職務をサポートする使用人を社内の各部署の適任者から任命できる体制とし、当社企業グループ全体の情報を収集し、監査役会に報告できるようにします。

(上記変更ございません。)

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は「監査役会規則」及び「内部監査規程」に基づき、監査役会から命令を受けた監査役会事務局は、その命令に関して取締役等他の機関・役員から指揮命令を受けないような体制をとります。また、監査役会事務局の人事異動については、監査役会の同意を必要とします。

(上記変更ございません。)

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(現行)

取締役は、監査役が出席する取締役会の開催ごとに、自己の職務執行状況について、業務報告を行います。また、取締役会付議事項又は取締役会報告事項となる重要案件について、取締役及び使用人より報告を受けられる体制をとります。

さらに、取締役会等の会議に監査役会事務局が出席できる取扱いとすることで、適時に監査役会にその内容を報告できる体制をとります。

(変更後)

取締役は、監査役が出席する取締役会の四半期ごとに、自己の職務執行状況について、業務報告を行います。また、取締役会付議事項又は取締役会報告事項となる重要案件について、取締役及び使用人より報告を受けられる体制をとります。

9. その他監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役会が監査役会事務局に対して調査を求めることができる体制を整備します。

なお、監査役の監査において指摘した事項について、適切にフォローアップを実施することで、改善活動が確実に実行されることを確認します。

さらに、外部の有識者（弁護士、公認会計士）と随時相談できる体制を整備することで、監視活動をより実効性あるものとします。

（上記変更ございません。）

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「コンプライアンス規程」を制定し、法令を遵守することはもとより、企業倫理を十分認識し、かつ、社会規範を尊重し、良識ある企業活動を心がけるための基本的事項を定めます。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるいかなる反社会的勢力に対しても、組織的に毅然とした姿勢を持って対峙し、その不当な要求については関係機関とも連携し、事由の如何を問わずこれに応じないことの徹底を図ります。

（上記変更ございません。）

11. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、代表取締役社長が最高責任者となり、適切な統制環境を保持しつつ、金融商品取引法に規定する財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、継続的に改善する体制を構築します。

適正な内部統制を実現するための体制の構築、運用及び評価に当たり、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に準拠した「財務報告に係る内部統制運用管理規程」、「財務報告に係る内部統制の評価基本計画書」、その他関係諸規程、関連文書を整備し、これらに従った内部統制体制の整備、運用及び評価を実施します。

また、適正な財務報告を実現するため、監査役会と内部監査部は緊密に連携するとともに、定期的に会計監査人、監査役会、内部監査部間で意見交換を行い、内部統制の実効性を高めます。

（上記変更ございません。）